

「ゴータ綱領」における生産協同組合論

後 藤 洋

はじめに

1875年3月7日、社会民主労働者党（以下、アイゼナハ派と記す）の機関紙『デア・フォルクスシュタート』と全ドイツ労働者協会（以下、ラサール派と記す）の機関紙『ノイアー・ゾツィアール・デモクラート』に、「ドイツ労働者党綱領」、いわゆる「ゴータ綱領」が発表された。「ゴータ綱領」は、同年5月に開催される合同大会のための綱領草案であった。この綱領草案はいくつかの特徴を有していたが、その一つとして、生産協同組合に重要な位置付けを与えていた、ということがある。すなわち、「社会問題の解決に道をひらく」手段として、「生産協同組合」が位置付けられているのである。

「ゴータ綱領」は、確定綱領も含めて、当時においても、両派の指導者たちによって、しばしば「妥協的」という性格付けがなされた。しかし、生産協同組合の位置付けという点については、どうであろうか。以下、本稿では、両派の合同にいたる事実経過をたどりながら、生産協同組合という、「ゴータ綱領」における、ある意味では核心的な問題について、多面的な分析を試みることしたい。

アイゼナハ派とラサール派の合同に直接のきっかけとなったのは、1874年10月10日、ラサール派の領袖テルケがライプチヒにリープクネヒトを訪ねたことであった。1891年のドイツ社会民主党エルフルト大会で、リープクネヒトはこの時の模様をおおよそつぎのように述べている。「フーバートウスブルクの城砦刑務所から釈放されて間もなくのこと、ライプチヒの心地よい朝、私が新聞編集局の一室に腰をおろしていると、その時、まるで知らないでもない一人の男がやって来た。……男は『テルケです、あなたとお話をしたいのですが』と告げた。私はすぐに立ち上がった。テルケは私に歩み寄り、手をさしのべ、私は即座にその手を握った。……『私たちは和解しなければなりません』とテルケが言い、私は彼に応えて『そうです、私たちは、和解しなければなりません』と言った」¹⁾。

だが、リープクネヒトの演説のこのくだりには、懐旧談にありがちな作為が入っていはしないか。ベーベルの『わが生涯から』に、テルケ訪問の翌日付けのベーベル宛リープクネヒトの手紙が収められている。その手紙の中でリープクネヒトは、「融合はまだ不可能です」と語り、

¹⁾ Protokoll des SPD–Parteitages Erfurt 1891. ND Berlin 1978. S.326.

「われわれが11月15日に合同の大会を召集することにその場で応じなかつたことは、彼をひどく失望させました。さらに、ラサールの綱領に後退することも、改良を加えることも不可能であると私が宣言したことは、彼をいっそう失望させました」と語っている²⁾。実際には、リープクネヒトは、この時点で、合同に消極的立場であったのである。

ところでこの手紙からは、テルケのライプチヒ訪問がラサール派会長ハーゼンクレーヴァーの同意を得て行われたものであること、ハーゼンクレーヴァー＝テルケ派に対し、ラサール派内のもう一方のフラクションを形成する機関紙編集長ハッセルマンおよびライマーも、合同への働きかけを開始していたことが知られる。ラサール派のこのような合同への執着は、74年6月25日、ベルリン高等裁判所からラサール派に対し、結社法違反を理由として、解散の仮処分が下ったことに起因するものであろう。

さらに、上記の手紙によれば、リープクネヒトは、ライプチヒにはその種の問題を決定する権限がないので、ハンブルクにある党委員会のガイプ、アウラーらと協議するよう、テルケに助言している。

テルケのハンブルク訪問は10月中に行われた。ガイプとアウラーは、リープクネヒトと異なり、テルケの申し出に前向きであった。両者はアイゼナハ派を代表して交渉する用意のこと、しかし、片方のフラクションとではなく、ラサール派全体との協議でなければならない、と述べ

た³⁾。好むと好まざると、この条件をテルケが拒否できるわけがない。かくして事態は動きだした。

74年11月2日、ベルリンで最初の予備会議が開かれ、ガイプ、ハッセルマンらが参加した。この会議について、マルクスあての手紙でガイプは、「決定的な会議が12月に開かれるでしょう。双方から9名が出席する予定です」と述べている。双方同数計18名という点などからして、この会議で、合同のための綱領草案を作成する委員会の設置が決められたものと推定される。また、同じ手紙でガイプは、「綱領の原則はインタナショナルのものとなるでしょう。これに対してアイゼナハ綱領のいわゆる当面の諸要求は削除されるでしょう」と述べている⁴⁾。合同によって生まれる新しい党の綱領について述べているのであるが、それにしても「アイゼナハ綱領……」とはどのような意味であろうか？ この問題は後に取り上げることとなる。

74年12月11日、ハーゼンクレーヴァーのツアイツ刑務所からの釈放を期して——ハーゼンクレーヴァーは6月に、ラサール派の本部をベルリンから結社法の及ばないブレーメンに移した行為が結社法に触れるというので、二ヵ月の禁固刑に処せられ、12月9日に釈放された⁵⁾——、『デア・フォルクスシュタート』にアイゼナハ派委員会ガイプ、アウラーの名で、『ノイアー・ゾツィアール・デモクラート』にラサール派会長ハーゼンクレーヴァーの名で、はじめて両派合同の計画が一般に告知された。12月15日、

²⁾ August Bebel, Ausgewählte Reden und Schriften, Bd.6, bearb.v.U.Herrmann, München 1995. S.408.

³⁾ Eduard Bernstein, Sozialdemokratische Lehrjahre, Berlin 1928. ND hg.v. M.Tetzel, Berlin 1991. S.44.

⁴⁾ August Geib an Karl Marx, 8.11.1874, in:Dokumente und Materialien zur Geschichte der Deutschen Arbeiterbewegung, Bd.III, Berlin 1974. S.65.

⁵⁾ Wilhelm Hasenclever, Reden und Schriften, hg.v.L.Heid, K-D. Vinschen u.E.Heid, Berlin 1989. S.91.

合同問題をテーマとしてベルリンで集会がもたれた。会場の手工業者協会大ホールは4千を超える人々で満ち溢れた。この集会にさきだって、同日午後、両派の国會議員、それにアイゼナハ派のハインシュ、ベルンシュタイン、ラサール派のエック、フリッチェを加えて、予備会議がもたれ、綱領草案を仕上げる委員会を翌年春にもつことが合意された⁶⁾。

こうしたなかで、74年12月30日付きの『デア・フォルクスシュタート』にリープクネヒトが「われわれの綱領」と題する論文を発表した。さきにテルケとの会見で、リープクネヒトは「ラサールの綱領に後退することも、改良を加えることも不可能である」と伝えていた。その後、事態はすすみ、合同のための綱領草案作りが日程にのぼるまでになった。「われわれの綱領」はこうした経過を意識して執筆されたものである。

論文は、冒頭にアイゼナハ綱領の全文を掲げ、「5年半前に起草された綱領に欠陥があることは自明である」としながら、これまでドイツで制定されたものの中で、「もっとも広範で、もっとも明瞭で、首尾一貫した綱領である」と述べている。つぎに論文は、アイゼナハ派の党名 Die Sozialdemokratische Arbeiterpartei にも用いられている「社会民主主義」という用語の説明に移っていく。民主主義とは、「すべての国民が国家の統治に同格で参加すべきである」という要求である。同時に論文は、民主主義という用語を、政治的、国家的領域に限定した意味で用いてはならない、という。そうした用法は非論理的である。「人民による統治は手段であつて目的ではない。」「その目的は社会にとって必

要な労働の公正な規制によって達成することができる。」「社会民主主義とは、国家および社会の公正かつ理性的な、人間にふさわしい秩序を意味する。」こう述べながら、論文はアイゼナハ綱領の解説をすすめる。しかし、ここで、その内容を逐一たどる必要はなかろう。

注意を要するのは、その最後のところで、綱領Ⅲの「当面の諸要求」を掲げた部分に触れて、リープクネヒトが「厳密な意味での社会民主主義的な内容は、国家援助による生産協同組合を問題としている第10項だけである」と述べていることである。アイゼナハ綱領では、「当面の諸要求」として、「標準労働日の採用」や「婦人労働の制限および児童労働の禁止」などが掲げられている。リープクネヒトの解説によれば、これらの項目と、「厳密な意味での社会民主主義的な内容」をなす項目が、「当面の諸要求」として、並列されていることになる。理解しがたいところである。

そこでわれわれは合同のプロセスをたどることをいったん中止し、アイゼナハ綱領の成立およびアイゼナハ派内におけるその後の取り扱いについて、整理・分析することとしたい。

二

アイゼナハ綱領は、1869年8月に行われたアイゼナハ派の創立大会で採択された。同綱領は大きく三部から構成されており、その第Ⅰ部では「自由な人民国家」を、第Ⅱ部では6項目からなる「諸原則」を目標として掲げ、第Ⅲ部では「当面の諸要求」を列挙している。

ところで、基本的にベーベルによって起草さ

⁶⁾ Bernstein, E., a.a.O. S.46.

れ、創立大会にかけられた原案には、「協同組合」という文字は一つもなかったのである。

協同組合については、大会で2種の討議が行われた。

一つは、原案のⅡの3項、アイゼナハ派は「現在の生産様式（賃金制度）の廃止のもとで、すべての労働者に対して労働の全収益を実現するよう努力する」について、一代議員が「どのような仕方で現在の生産様式を廃止するのか」という問題を提起したのである。意見の内容はさまざまであったが、(1)「Ⅱの末尾に『労働者の生産協同組合の設立と促進によって』を挿入する」というヨルクの意見、(2)「現在の生産様式云々箇所を削除し、『生産組合および個数賃金（出来高払い）労働の可能なかぎりの導入』とする」というブロンネンマイラーの意見、(3)「『協同組合の設立によって』を挿入する」というグロイリヒの意見、などがあり、結局、「協同組合的労働によって」という一句を挿入するという案が採択された。

大会では、その後、もう一つの議論が、Ⅲの「当面の諸要求」をめぐっておこなわれた。原案では9項目であったのにたいし、C. ヒルシュから新たにつきの一項目、すなわち、「協同組合の国家的促進、および生産協同組合に対する、自由な保障の下での国家信用」を付加すべきであるという提案がなされたのである。議事録で見るかぎり、この提案はなんらの議論もなくそのまま採択された⁷⁾。

問題はⅢの10項の位置付けである。

提案者C. ヒルシュは大会終了後、Ⅲの10項について、アイゼナハ派創立当時の機関紙『デ

モクラーティッシュ・ヴォッヘンプラット』の1869年9月29日号、およびその後継紙『デア・フォルクスシュタート』の同年12月4日、12月11日、12月29日の各号に、その趣旨を説明する論文を連載した。ヒルシュはまず、「現代の労働様式」を取り上げ、一方に自己の労働力を商品として売らなければならないプロレタリアートがますます大量となり、他方で労働手段の所有者がますます少量となっていくことを指摘し、つぎに、「こうした状態」を「9項目の当面の諸要求」によって除去することはできないし、むしろ「こうした状態」によって「当面の諸要求」を実現することすら妨げられる、と述べたうえで、結局「現代的生産様式の荒野から抜け出る道 Ausweg」は「生産協同組合」に求めるほかはない、と結論する。「したがって」、ヒルシュはつづける、「われわれはこんにちの国家に協同組合制度の促進を要求しなければならない」と。以上がアイゼナハ綱領のⅢ「当面の諸要求」に新たに10項を追加するよう要求した、ヒルシュの趣旨である。さらに「民主的保障の下に」という条件について、ヒルシュは「労働者のカエサル的悪用」を防ぐためであると述べ、「そのつどの政府ではなく」、「立法府が信用を決定すること」、「および信用法の実行に指定された銀行が、人民の恒常的な監視と参加の下におかれる」という意味である、と説明している。

要するに10項は、「当面の諸要求」の一環として、それがどのようなものであれ「こんにちの国家」に対する要望なのである。

ところが、創立大会の翌年、1870年3月12日、

⁷⁾ Protokoll über die Verhandlungen des Allgemeinen Deutschen sozial-demokratischen Arbeiterkongresses zu Eisenach, Leipzig 1869. ND Glashütten im Taunus/Tokyo 1971. Bd. I, S.29-37. ただし、『デモクラーティッシュ・ヴォッヘンプラット』の1869年8月14日号に掲載された綱領の確定文では、「民主主義的保障の下での国家信用」となっており、以下に紹介するヒルシュの解説もそれにしたがっている。

リープクネヒトはメーラネで「土地問題」と題して講演を行ったが、その中で農村労働者の飢餓賃金や小農民がかかえる抵当権設定や高利貸の問題に触れながら、つぎのように述べている。「協同組合的生産による解決は、都市の労働者にとって同様に、農村の労働者——リープクネヒトは、ここでは、労働者の範疇に小農民をも加えている——にとっても、さし迫った必要事であります。協同組合的生産を実現するために国家の援助が必要とされるということ——というのは、私的な方法では、小規模な、個々人の犠牲的な活動を示しはするが、全体としては、影響力の無い、不毛な試みでしかないのでから——は、アイゼナハ綱領のⅢ『当面の諸要求』の最後の10項で述べられています⁸⁾。協同組合的生産による「解決」とは、アイゼナハ綱領のⅡの3項の次元における問題である。すると、Ⅲの10項に関するリープクネヒトの解釈は、アイゼナハ綱領の内容そのものに合致しているかどうかはともかく、当初から「われわれの綱領」に至るまで一貫しているのである。

しかし、リープクネヒトの解釈とは異った、ヒルシュの説明に即した解釈がやはり現れたのである。1873年8月、アイゼナハ派の第5回大会の直前に発行されたブラックの小冊子『ラサールの提案』である。同書でブラックは、ヒルシュと解釈を同じくしながら、ヒルシュと異なって、アイゼナハ綱領からⅢの10項を削除すべきことを主張したのである。

それによれば、「アイゼナハ綱領の当面の諸要求のなかに取り上げられている10項は、生産協同組合に対する援助を現行の国家に要望して

いるかのように、誤解される。」アイゼナハ派の基本的立場は、綱領のⅡの4項、すなわち、「社会的問題は政治的問題と不可分であり、社会的問題の解決は後者によって条件づけられているのであって、民主主義的国家においてのみ可能である」という文言に示されている。かくしてブラックは、現在の10項の代わりに、つぎの各項をおくことを提案する。すなわち、「1) こんにちの生産様式の内部で、労働者の利益を擁護するために、包括的な労働組合組織の必要性。2) 現代社会の運動法則とその目標：私的所有、とりわけ現在資本と言われているものの除去とそれによる賃労働の除去に関する啓蒙。3) プロレタリアートの国際的一体性」⁹⁾。

ところで、上の引用において、ブラックは「……かのうように、誤解される」と表現しているが、実は「誤解」ではなく、そのとおりに解釈されるべきだ、というのがブラック本来の見解なのである。

ブラックによれば、Ⅲの10項の出自は「ラサールの提案」にはかならない。そして、そのラサールはビスマルクと労働者の提携を考えていた、という。ブラックは、そのことを踏まえて、「ラサールの提案」を、政治的側面では、「プロイセン政府社会主義」と規定する¹⁰⁾。さらにブラックは「ラサールの提案」を経済的側面から分析する。ブラックによれば、この面でラサールの眼中にあるのは、金融操作によって生産協同組合の設立に必要な貨幣を調達することだけであり、そうしてできた「協同組合は、……他のあらゆる会社とまったく同じ性格をもつことになろう。」すべて成功したとしてさえ、「一定

⁸⁾ Wilhelm Liebknecht, Kleine Politische Schriften, hg.v.W.Schröder, Leipzig 1976. S.78.

⁹⁾ Wilhelm Bracke, Der Lassalle'sche Vorschlag, Braunschweig 1873. ND Leipzig 1984. S.6-8.

¹⁰⁾ Bracke, W., a.a, O. S.38-45.

数の労働者が自己の階級からもち上げられるこ
とによって、彼らの階級とともに考え、感じ
ることをやめるだろう。彼ら自身の利害が必然的
に頭をもたげてくるだろう。」協同組合は、資
本主義的生産様式の内部では、他の結社に対し
て「閉鎖的な、一種のゼクテ」を構成するよう
になるだろう。要するにブラックは「社会問題
の解決」という観点にたって、生産協同組合の
思想をネガティブに評価しているのである。目
前の状態、すなわち資本主義的生産——こんに
ち的な用語では、市場経済——のただ中に、國
家の信用供与を得て生産協同組合を建設し、漸
次組合相互の間のネットワークを拡大して、い
つの日にか、資本主義的生産を凌駕する、とい
う思想の困難をブラックは述べているのであり、
そのプロセスの端緒において、生産協同組合は
むしろ資本主義的生産の圧力にまきこまれてい
くであろう、というのである。かくしてブラック
は、「ラサールの提案」を、経済的側面から
も、「必然的に破滅する運動」と断定するので
ある¹¹⁾。

ブラックの提案に関するアイゼナハ派の第5
回大会における議論は簡単なものであった。と
いうのは、ブラックの提案そのものが、大会に
直接修正を求めるものでなく、検討委員会の設
置を要求するものであったからである。大会で
は、議長ガイプの、「党綱領がどの程度修正を
必要としているかを、つぎの党大会に報告すべ
き委員会を設置する」という提案が承認され
た¹²⁾。

第6回大会は74年7月にコープルクで開かれ
た。綱領審査委員会からガイプが代表して報告

を行った。それによれば、委員会では手紙で意
見の交換を行わざるをえず、意思疎通が十分で
あったとは言えない、焦点のⅢの10項、すなわ
ち、生産協同組合に対する国家信用に関する項
目について、これを変えなければならないとい
うことでは、意見の一致をみた、しかしどのよ
うに修正すべきかについては、時間の関係で、
踏み込めなかった、その点については次年度の
課題としなければならない、ということであっ
た。委員会の報告がこのようなものであったから、
大会での議論は紛糾したが、論議の内容に
については、ここでは省略せざるをえない。

ところで、この大会の議事録の冒頭に、綱領
審査委員会のなかで「回覧」された修正案が記
載され、さらに、その修正案が委員ガイプの名
で大会に提案された、と記されている。修正案
は、Ⅲの10項については、「現在の10項を削除」
し、「以下の諸項目を付加する」というもので
あるが、その諸項目とは「10. こんにちの（資
本主義的）生産様式の内部で労働者の利益を擁
護するために、労働組合組織の促進。11. 民主
的保障の下での生産協同組合の国家的、労働組
合的促進。……」というものである¹³⁾。この修
正案は、無論現行の国家および社会を前提にし
たものであって、協同組合に関しては、「国家」
にくわえて、「労働組合」の役割を述べている
点で、「現在の10項」と異っている。しかし労
働組合の役割ということについては、すでにア
イゼナハ派の第1回シュトゥットガルト大会で、
ヨルクが「生産協同組合の建設と促進」を「労
働組合の主要な課題」として強調していたので
あって、そのさいヨルクは、「運動に明確さを

¹¹⁾ Bracke, W., a.a.O. S.45-49.

¹²⁾ Protokoll über den fünften Kongress der SDAP, Leipzig 1873. ND a.a.O. S.46-48.

¹³⁾ Protokoll über den sechsten Kongress der SDAP, Leipzig 1874. ND a.a.O. S.4.

もたらす」という理由で、「国家的手段」を遠ざけていたのである¹⁴⁾。だが、大会では、ガイプの提案は議論の対象とはならなかった。

かくして、ほとんどの代議員が、Ⅲの10項を中心に、アイゼナハ綱領の修正の必要性を認めながら、大会はまたも懸案をつぎの年に先送りすることとなった¹⁵⁾。

しかし、アイゼナハ派はこの問題に二度と踏み込むことはなかった。第6回大会が終わって間もなく、ラサール派との合同の問題が浮上したからである。

ところで、さきに、両派の合同に至るプロセスを見たが、ここで、その中に見られた幾つかの問題点をあらためて取り上げることとしよう。

第一に、さきに、74年10月11日付けのリープクネヒトのベーベルあての手紙で、彼が「ラサールの綱領に後退することも、改良を加えることも不可能である」とテルケに向かって宣言したということを知ったが、そもそもリープクネヒトは「ラサールの綱領」をどのように把握していたのであろうか、という問題である。

1865年9月25日に開かれたインタナショナルのロンドン会議に向けて、リープクネヒトが書いたドイツの労働者運動に関する報告書がある。その中でリープクネヒトは、ラサール派において綱領的文書と位置付けられてきたラサールの『公開答状』に触れ、つぎのように述べている。「國家の援助によって協同組合的結社を設立する必要性について彼が述べたことは、良くはなく、大きな災いの源であった。彼は現行の国家とは別の国家を考えていたが、彼の聴衆の大部分は、彼がビスマルク氏の国家のことを語って

いる、と信じざるをえなかった」¹⁶⁾。

わかりやすい文章ではないが、おおよそつぎのような意味であろう。ラサールは講演でも出版物でも、生産協同組合を資金援助する国家が、現行のビスマルク国家とは異なる国家であることを強調した。しかし、聴衆は額面どおりには受け取らなかった。ビスマルクの誘いにラサールがのったことを知っていたからである、と。リープクネヒトは、ラサール存命中にラサール派に加盟し、ラサールの側近にあった。上の本文の「聴衆」にはリープクネヒト自身も含まれていよう。いずれにせよ、リープクネヒトにとって「ラサールの綱領」の問題とは、生産協同組合を下支えする国家の性格が問題なのである。さきのメーラネでの講演で、リープクネヒトは、生産協同組合について、「私的な方法」での「小規模な」試みを戒め、国家の援助によらなければならないことを説いていた。つまり、生産協同組合によって「社会問題の解決」をはかるためには、その前提として「自由な人民国家」の樹立、あるいは論文「われわれの綱領」における表現では「すべての国民が国家の統治に同格で参加する」ことが前提である、というのである。

プラッケは、ラサールの協同組合論に政治的側面においてだけでなく、経済的側面からも否定的であった。つまり、ラサールの全否定である。リープクネヒトは、ラサールの協同組合論の政治的な側面、より具体的にいえば、ラサールの晩年の親ビスマルク的な行動を問題とする。両者の間には、思想上の根本的な違いが伏在している。しかし、合同の過程でプラッケがイニ

¹⁴⁾ Protokoll über ersten Kongress der SDAP, Leipzig 1870. ND a.a.O. S.7.

¹⁵⁾ Protokoll über den sechsten Kongress der SDAP, Leipzig 1874. ND a.a.O. S.75–80.

¹⁶⁾ Liebknecht W.,a.a.O. S.10.

シアティブをとる場面はなかった。

第二の問題は、ガイプがさきの74年11月8日付けの手紙の中で、新党の綱領では「アイゼナハ綱領のいわゆる当面の諸要求は削除されるでしょう」と述べていることである。このガイプの見解は、コープルク大会の経過から理解することができるであろう。

三

ふたたび両派の合同の過程に立ち返ろう。

1875年1月13日付けの『ノイアー・ゾツィアル・デモクラート』で、ハーゼンクレーヴァーは会長名で「全ドイツ労働者協会の会員に」向けて、報告を行った。その中では、「綱領および規約案は、2月末ごろ、送付できるであろう」と述べられていたが、同時に「ラサール派は、共同の綱領にラサールの見解と諸要求を取り上げよう、望んでいる」という一文が強調されていた。

そこで、本稿では、つぎに、ラサールの、というよりは、70年代に入って以降の、ラサール派内における基本的見解の展開をたどることしよう。

72年5月、ベルリンで行われたラサール派の総会は、規約第1条の改正を決議した。テルケの提案理由および代議員シュトルツの賛成意見は、それぞれ、つぎのとおりである。(1)ビスマルク政府は欲することをなんでもできる、と言われるが、「しかしあれわれが、立法という平和的方法でのみ前進することを欲するという確固とした綱領をもつならば、政府はあえてそんなことをしはしないだろう。」(2)「われわれが生

産協同組合を要望する12人の議員を立法府に送り込むなら、ビスマルクは容易にそれに応えることができる。しかしその場合には、いずれにせよ、政府が生産協同組合を支配下におくだろう。したがってわれわれは、はじめに完全な政治的自由をもたなければならない。」かくして規約第1条は、旧来のものを第1項とし、以下の一文を第2項として新たに付加することとなった。「完全な政治的自由の獲得、そして、それに次いで、フェルディナント・ラサールの提案に基づく国家援助による生産協同組合の設立を主要な課題とする議員のみを立法行政機関に送り込むために普通・平等・直接選挙権が用いられるよう、持続的で秩序正しいアジェーションと平和的かつ合法的な方法で、活動する。」¹⁷⁾

この規約改正について、つぎのことが注意されなければならない。もともとラサール自身、漸進的な方法しか考えていなかったのであるから、ラサール自らの手で書かれた旧規約、すなわち新規約の第1項においても、「平和的かつ合法的な方法で、とくに社会一般の納得を得ることによって」と明記されている。その意味では、この規約改正は屋上屋を架す感がある。重要な点は、むしろ「完全な政治的自由の獲得」という一句を新しく掲げたことである。ラサールは、スローガンはわかりやすい一点に集約すべしという運動論的観点もあってのことではあったが、普通・平等・直接選挙権の樹立のみを強調した。ラサールの後継者シュヴァイツァーもその点では同様であった。アイゼナハ派から、ナポレオン3世の例を引き合いに出されて、攻撃を受けることになったのも、この点にかかわっていた¹⁸⁾。アイゼナハ綱領は、「諸原則」につ

¹⁷⁾ Protokoll der Generalversammlung des ADAVs zu Berlin v.22.bis 25. Mai 1872. ND Berlin 1980. S.22-23, 46-50.

¹⁸⁾ Liebknecht W., a.a.O. S.22.

づけて、10項目の、政治的自由を主とする「当面の諸要求」を掲げていた。ラサール派の72年の規約改正は、両派の共同歩調に道をひらいたという意味で、画期的であった。『ノイアー・ゾツィアール・デモクラート』の73年12月3号に、きたるべき帝国議会選挙に向けた「選挙綱領」が公表された。そこには、アイゼナハ綱領の「当面の諸要求」と同次元の、12項目からなる「われわれとともに他の諸政党も達成すべく努力している諸要求」と「労働者保護立法」が掲げられていた。アイゼナハ綱領のものと比べると、一方にあって他方にはないものもあるが、その多くがかさなりあっていることが確認される¹⁹⁾。

さて、本来の「生産協同組合」の問題に戻ろう。73年9月から10月にかけて、ハッセルマンは「フェルディナント・ラサールに対する『正直な』攻撃」と題する論文を、機関紙『ノイアー・ゾツィアール・デモクラート』に連載した²⁰⁾。「正直」とはラサール派がアイゼナハ派に対して常用する揶揄的言葉であるが、ハッセルマンはこの論文でブラックの『ラサールの提案』に対する反批判を展開したのである。

この論文の前半は、ラサールが政治的に反動的であるというブラックの批判が「虚構」であることを、ラサールからの広汎な引用によって、証明することにあてられいる。しかし、いまラサールその人の問題に立ち入る必要はあるまい。ブラックの批判はラサールに対するものであると同時に、ラサールを「教祖」とするラサール

派に向けられたものでもあった。これに対してハッセルマンは、上記の72年大会における規約改正に言及している。すなわち、「ブラック氏は、シュヴァイツァー（前会長）の引退後、1871年秋に、全ドイツ労働者協会が行わなければならなかった最初の闘いが、ハツツフェルト伯爵夫人派とのものであったということ、それというのも、全ドイツ労働者協会が以下の基本原則を、すなわち、……自由な労働者国家がその援助によって社会問題の解決に道をひらくことができる、という基本原則を設定したためである、ということを知っている。」72年の「規約改正は、全ドイツ労働者協会が、政治的自由を獲得する以前に、国家援助を欲しがっているかのような誤解を避けるため」であった。

ハツツフェルト伯爵夫人派とは、68年11月、全ドイツ労働者協会から分離独立した「ラサール派全ドイツ労働者協会」のこと、「ラサールの正統」を継ぐことを旗印とした組織である。いずれにしても、ラサール派と現行国家との関係については、しばしば「誤解」されてきたことが、ハッセルマンの一文からも了解される。しかし、新規約の下で、そのような誤解が生じる余地がなくなったことも、ハッセルマンの言うとおりであろう。

ブラックの、ラサールの提案の経済的側面に対する批判に関しては、ハッセルマンは、ひたすら初発の資金援助の大規模性をもって応える。それによれば、ラサールが、10年前のことであるが、1億ターラーの援助額を掲げたのは、そ

¹⁹⁾ ちなみに興味をよぶのは婦人労働についてであって、アイゼナハ綱領では「婦人労働の制限」となっているのに対し、この「選挙綱領」では「婦人労働の禁止」となっていることである。同綱領は、その理由として、子供に対する良い教育をあげている。この点、75年3月7日に公表された綱領草案では、「婦人労働の制限」となっていたが、確定綱領では、結局、「健康と徳性を害する婦人労働の禁止」となった。

²⁰⁾ Hasselmann W., Ein "ehrlicher" Angriff auf Ferdinand Lassalle, Neuer Sozial-demokrat, 31. August, 3.5.7.12. September, u.1.Oktober 1873.

れによって40万人の労働者を擁する協同組合をつくることができ、それだけの労働者が産業の中心地に組織されるなら、生産を支配することができます、とふんだからである。つづけてハッセルマンは言う。「数年来、株式会社が事実上生産全体を支配している。それぞれ、数十万、数百万ターラーの資本を操作することができるからである。……したがって、労働者協同組合が、主要地域で、10の最重要産業部門において、それぞれ約1千万ターラーの資本で競争戦をはじめるとてもない影響力をもつであろうことは、だれでも想像できる。それらは確実に市場を支配するであろう。」これが、ハッセルマンによるラサールの構想の現代版である。

しかし、大規模といつても、ハッセルマンにおいては、初発の時点ですでに労働者生産協同組合による「市場の支配」を目指されているが、ラサールは、ロートベルトゥスに対する私的書簡においてではあるが、「おのずから発展する生命の一貫性をもって、徐々に、平和的に、もちろん——500年ではないとしても——ようやく100年から200年の間に、そこ〔社会問題の解決〕に導くにちがいない、まさに小さな一歩です」と述べている²¹⁾。この違いは、小さくないと思われる。

ところで、ハッセルマンのこうした応答のなかで興味深いのは、ブラックのアイゼナハ綱領Ⅲ「当面の諸要求」の10項に対する削除要求をハッセルマンが逆手にとっていることである。10項は、生産協同組合への援助を、「現行国家」に対して要求するものであり、したがってその要求は「小規模なもの」だ、というのである²²⁾。

したがって、さきに75年1月13日付けのハーゼンクレーヴァーの報告に、共同の綱領には「ラサールの見解と諸要求が取り上げられること望んでいる」とあるのをみたが、生産協同組合の問題に限定すれば、それは、アイゼナハ綱領が当面の要求として掲げている「現行の国家」による「小規模の」資金援助ではなく、「労働者国家」による「大規模な」資金援助を意味すると理解されるのである。

ところで、さきの初発の時点での問題にかかわって興味深いのは、『ノイアー・ゾツィアル・デモクラート』の73年6月11, 13, 15日の各号に連載されたハッセルマンの「生産協同組合の管理について」と題する論文である。

この論文は、71年のプロイセン・ドイツの対フランス戦争の勝利とドイツ帝国の創建後の会社設立のブームと73年5月のウイーンの証券取引所ではじまる株価暴落とそれにつづく企業倒産の続出という時代状況を背景として書かれたものであり、「生産協同組合がすでに私的工業に優位を占めている一社会においてはじめて、十分に現れることのできる」、管理の「民主主義的原理」を主題としたものである。

それによれば、「民主主義的原理」に基づく「管理」は、「自由な選挙によって選ばれた個々の協同組合の代議員から構成される代議機関」と「全国民によって選出された産業協議会が任命する専門家からなる中央機関」との分権的な体制がとられる。前者はまえもって調整を必要とする協同組合間の諸問題を取り扱い、後者は事業の技術的問題を取り扱う、というのである。ここには、ラサールには見られない新しい思想

²¹⁾ Ferdinand Lassalle, Die Schriften des Nachlasses und der Briefwechsel mit Karl Rodbertus, Bd. 6, hg. v. G. Mayer, Osnabrück 1925. ND Berlin 1967. S.329.

²²⁾ Protokoll des Vereinigungs-Kongresses der Sozialdemokraten Deutschlands, Leipzig 1875. ND Glashütten im Taunus/Tokyo 1971. S.42.

の展開がある。

しかし、より興味をひくのは、この論文の最初のところで簡単に触れられている問題である。そこでは、こう言われている。国家の資金援助によって設立される「最初の協同組合は」は、「厳格な独裁的指導 eine stramme diktatorische Leitung」を必要とする。この組織は資本との闘いの組織でなければならない。個人的自由の制限は、そうした闘いがなされなければならない限り、存続する、というのである。

この初発の時点での協同組合の管理の問題については、ラサールも論じている。ロートベルトゥスのつぎの指摘、「普遍的な生産協同組合の困難さ、いや不可能性は、……おののの小経営が小規模な立憲的産業国家となり、そこでは、おののの労働者が、法によって、意見をさしはさむことができる、という点にあります。……国民生産は、そのような機構の鈍重さだけで、もう破滅していくに違いありません」という批判に対して、ラサールは、「労働者は……規律と権威に耐える能力があります。……パリとイギリスの現在の協同組合——私はたとえばラムケット協同組合を思い出すのですが——それらが輝かしい証明をすでに与えています。これらの協同組合のほとんどすべてにおいて、支配人が業務執行の全体に対して、多かれ少なかれ無制限の権限を持っていました」と応えている²³⁾。

ラサールのこのロートベルトゥスに対する手紙は、この当時ハッセルマンが知ることのできないものであった。それでもなお、ハッセルマンの、個々の生産協同組合の内部における「独裁的指導」の強調は、ラサールと軌を一にして

いるのである。しかし、たとえ初発の時点に限られたものであったとしても、否、むしろ、そうであるが故にこそ、ラサール＝ハッセルマンの指導原理が協同組合の精神と相容れるとみなすことは、むずかしい。

いづれにしても、ラサール派の生産協同組合論は、かくしてその輪郭を現した。

四

合同のプロセスの立ち返ろう。

75年2月14/15日、綱領および組織案を作成する18人委員会が、ゴータで開かれた。

この会議については、2種の記述が存在する。一つはベーベルの『わが生涯から』であって、それによれば、アイゼナハ派およびラサール派の「双方から」「はなはだしく異なった原案」が提出され、委員会は、それを一つにまとめ上げようとしたが、果たさず、結局、ガイプ、ハーゼンクレーヴァー、ハッセルマンおよびリープケネヒトからなる編集委員会にこれを委ね、しかる後、委員会は、編集委員会の作業が参加者の完全に満足すべきものとなったことを宣言できた、という²⁴⁾。しかし、ベーベルは当時、ビスマルクを侮辱したなどで収監中であって、この会議に参加できなかった。委員会の人数も16人と誤記されている。

このベーベルの記述を「まったくどうでもいいというわけではない誤り」として批判したのが、ベルンシュタインである。ベルンシュタインは、アイゼナハ派の委員として、この会議に出席したのであるが、彼の証言によれば、綱領の原案を提出したのはアイゼナハ派だけであり、

²³⁾ Lassalle F., a.a.O. S.316, 324-325.

²⁴⁾ Bebel A., a.a. O. S.411.

かつそれを仕上げたのはほかならぬリープクネヒトであり、綱領問題の討議に移ってはじめて、ハッセルマンが幾つかの修正案を出し、そのうちのあるものは受け入れられ、他のものは拒否され、または妥協的修正をこうむった、というのである²⁵⁾。そうであるとすれば、アイゼナハ派とラサール派の基本的見解はきわめて近い、ということにもなる。

しかし、ベーベルの記述と同様の記録もあるのであって、それは、合同大会における綱領問題の討議の冒頭、ハーゼンクレーヴァーが述べた合同の経過説明であって、その中では「双方から」それぞれの側にとって「とげとげしい zugespitzt」案が提出され、結局合同を優先して、綱領草案では「妥協」した、と言われている²⁶⁾。

75年2月14/15日のいわゆる予備会議について、これ以上深入りすることは自制すべきであろう。

最後に、問題を生産協同組合にしほり、合同大会における論議を取り上げることとしよう。合同大会にかけられた綱領草案の生産協同組合に関する部分は、以下のとおりであった。

「ドイツ労働者党は、社会問題の解決に道をひらくために、労働人民の民主的管理の下にある国家援助によって、生産協同組合を設立することを要望する verlangt。……」²⁷⁾。

この原案に関する大会での主な議論は2種あった。一つは前半の文章の最後、「要望する verlangen」を「要求する fordern」にあらためるべきである、という修正意見であり、もう一

つは「自由な個人的生産協同組合の設立、とする」という、ラサール派のケーンケラからの修正提案である。

前の用語の問題については、各種意見があつたが、リープクネヒトのつぎの説明、すなわち、verlangen は「現在の具体的な対象」に関連し、したがって、たとえば、「ビスマルクに要望する」というように用いるが、fordern は「理性に基づく意志の表明」に関連する、さらに fordern は verlangen に比べて、より力強い響きをもっている、という説明が支持され、原文は要求する fordern に改められることになった²⁸⁾。

後の問題は、綱領草案における生産協同組合論の、いいかえれば、これまでみてきた両派の生産協同組合論の最大の問題であろう。ケーンケによれば、シュルツェ式の自助協同組合は問題外であるが、国家に支援された協同組合——それは労働者階級に与えられた荒野から抜け出る唯一の道である——にあっても、「個々人に生産協同組合に加入するか否かの自由が確保されることが必要である」という。この提案に対して真っ向から反対するハッセルマンも、ラサール自身「自由な」協同組合を欲し、「強制」を望まなかった、と言う。それに加えて、ハッセルマンは、ふたたびラサールを引き合いに出しつつ、生産協同組合を、資本の額においても労働者数においても、「大規模」に建設することの必要を説く²⁹⁾。

しかし、生産協同組合の結合へと向かう、賃金労働者の、それ自身としての、必要性と内発性はどこにあるのだろうか? つまり、綱領草案

²⁵⁾ Bernstein E., a.a.O. S.46-47.

²⁶⁾ Protokoll des Vereinigungs-Kongresses, a.a.O. S.30.

²⁷⁾ a.a.O. S.4.

²⁸⁾ a.a.O. S.43-45.

²⁹⁾ a.a.O. S.42-44.

における生産協同組合論の現実的 possibility が問われなければならなかつたのであるが、大会の議論で、提起された問題がそこまで深められるることはなかつた。

むすび

1850/60年代はドイツの協同組合運動の生成と発展の時期であった。その先駆的指導者として、フーバーとシュルツェ・デーリチュをあげることができよう。フーバーは、種々の形態の協同組合の理念と計画について、おびただしい数に上る著作を執筆し、普及活動を行つた。彼は「それ〔協同組合で使用されるグロッセンやターラー〕は、消費におけるごくささやかなやりくりを、きわめて零細で、高いだけ高く、もつとも悪質な売り手である小売り商人、地下酒場の主などへの依存から解放する」と述べ、消費協同組合の意義をも強調した³⁰⁾。シュルツェは、初期の協同組合運動の実際の指導者であった。シュルツェは最初に原料購買組合を設立し、ついで信用協同組合の創設・推進に乗り出した。彼は、「民衆の身の上に起きる善きこと悪しきことのすべてについて国家に責任がある、という考えを民衆に植え付けたのでは国はなりたたない」³¹⁾と述べてルイ・ブランを批判し、自助の精神をこれらの協同組合の基礎にすえた。シュルツェの前貸組合は庶民銀行 Volksbank とも呼

ばれ、その名の通り、労働者を含む中・下層の、広範な人々を対象とするものであったが、主として、手工業者・小営業者を基盤とするものであつた。

こうした中に、60年代初頭、ラサールが登場した。ラサールはシュルツェを「ドイツの協同組合制度の父、設立者」と呼んで、その功績を称えながら、「シュルツェの組織、すなわち彼の貸付-信用組合、彼の原料組合および消費組合」について、結局のところ、否定的な評価を下した。ラサールによれば、貸付-信用組合や原料購買組合は主として「手工業的小経営」にかかわるものであつた、ラサールの念頭にあつた対象が賃金労働者であったから、いわば「問題となりえない」ものであった。また、消費組合も、賃金労働者にとっては、長期的な観点では利益のないものであった。その根拠としてラサールは彼のいわゆる「賃金鉄則説」をあげた³²⁾。フーバーについてラサールは「断固とした保守派で、厳格な王党主義的教授であり、社会問題と労働者運動の発展とに自己の研究をささげた人」と呼んでいるが、そのフーバーを引き合いに出したのは、一つには、「貯蓄金庫、救貧、疾病互助金庫」が大局的な観点では「不利益」であることを彼の口から語らしめるためであり、もう一つには、フーバーの紹介するロッヂデールの例を用いて協同組合的事業が大規模でなければならないことを語るためであった³³⁾。

³⁰⁾ Victor Aimé Huber, Allgemeine Chrakteristik des Genossenschaftswesens, in: V.A.Hubers Ausgewählte Schriften über Socialreform und Genossenschaftswesen, in freier Bearb.u.hg.v.Dr.K.Munding, Berlin 1894. ND Frankfurt am Main 1990. S.731.

³¹⁾ Hermann Schulze-Delitzsch, Vorschussvereine als Volksbanken, in:Hermann Schulze-Delitzsch's Schriften und Reden, hg.v.F.Thorwart, Berlin 1909.ND Frankfurt am Main 1990. S.112.『シュルツェの庶民銀行論』東信協研究センター訳編、日本経済評論社 1993年, 12頁。

³²⁾ Ferdinand Lassalle, Gesammelte Reden und Schriften, hg.v.E.Bernstein, Berlin 1919, Bd.3.S.52-59 筆者はかつて、ラサールの賃金鉄則説を取り上げ、賃金論としての、その根本的欠陥を分析したことがある。「ラサール賃金鉄則説について」、鹿児島大学「経済学論集」第十一号、昭和49年2月、1-19頁。

ラサールは、賃金労働者の状態の「改善」のために、「生産協同組合」に着目した。それだけではない。さきのロートベルトウスあての私的書簡にあるように、ラサールは最終的には「社会問題の解決」を考えていたのである。そこでラサールは「国家の援助」とそれによる生産協同組合の「大規模な」設立を唱えることになった。

ラサールの全ドイツ労働者協会は、紆余曲折しながらも、すこしづつ発展し、生産協同組合の思想をも受け継ついでいった³³⁾。

1869年、アイゼナハ派が成立した。それ以降の、アイゼナハ派とラサール派の生産協同組合論の展開をたどることが、本稿の主題であった。

ふりかえってみると、一口に生産協同組合論と言っても、アイゼナハ派にあっては実に多様であったことが了解される。その多様性は、ひとつにはアイゼナハ派の成立史にかかわるものであるが、もうひとつ、同派の機関紙が各種各様の立場に分け隔てなく開かれていた、ということとも関連していよう。他方、ラサール派では、ハッセルマンのみが際立っている。『ノイアー・ツツィアール・デモクラート』はハッセルマンの独壇場の感があるが、それはハッセルマンが機関紙編集長の地位をフルに活用した結果にはかならない。

ところで、この時期、生産協同組合の問題について、双方から、それぞれに対して批判がかわされた。すなわち、ラサール派は「プロイセン政府」的であり、現行のビスマルク国家に援助を期待している、とか、アイゼナハ派は現行の社会の枠内での「改善」しか眼中になく、

「小規模」な援助しか望んでいない、という批判である。しかし、それぞれに対するこうした見方は、氷解しないものでなかった。というのは、ラサール派に対する批判は、依然としてラサール派の「開祖」的存在ではあったが、やはり「過去の」人物ともなりつつあったラサールその人の思想と行動を根拠とするものであつたし、アイゼナハ派に対する批判は、主としてⅢの10項の解釈に起因するものであり、アイゼナハ派の側で合同を牽引したリープクネヒトは、これを「厳密な意味での社会民主主義的な内容」をなすものと一貫して解釈していたからである。合同それ自体は、リープクネヒトやハッセルマンなど、両派の限られた指導者によって推進された。その意味でも、生産協同組合の問題では、双方の間に、基本的な違いが浮上する可能性はなかつたのである。

かくして、「ゴータ綱領」および確定綱領は、生産協同組合を社会問題の解決に道をひらく手段として、位置付けることとなった。それと同時に、生産協同組合に対する資本援助の主体である国家は、現行の国家とは異なる未来の「労働者国家」あるいは「自由な人民国家」であることが主張され、市場を支配しうるために、資本量と労働者数の、すなわち援助の「大規模さ」が強調されることとなった。

ふりかえってみると、1860年代初頭にふたたび台頭してきたドイツの労働者運動は、旋盤工、製靴工、仕立て工、製本工、馬具工など、熟練を誇りとする各種の手工業者層を基盤とするものであった。彼らにとって、協同組合に結合して生産的事業を営むことは、自らの関心と利害

³³⁾ a.a.O.S.50.85-89.

³⁴⁾ 拙稿「F.ラッサールの協同組合論」『鹿児島大学社会科学雑誌』第18号（1995年）、45-59頁。「J.B.v.シュヴァイツァーにおける協同組合と労働組合」『鹿児島大学社会科学雑誌』第19号（1996年）、1-22頁。

に属す問題であった。したがって、彼らの間で、
シュルツェ・デーリチュが声望をもつことにも
なったのである。

ラサールは生産協同組合論を機械制大工業の下での賃金労働者に適用しようとした。「ゴータ綱領」も確定綱領も、無論、その路線を踏襲した。しかし、機械制大工業の労働者は、手工業者と同一の階層をなし、利害とエーストスを同じくするのであろうか？こうした問題は、少なくともこの時期、論議の外におかれたのである。

かくしてまた「ゴータ綱領」および確定綱領における生産協同組合の思想は、現実的基盤から遊離した觀念的な性格をおびるものとなった。それも二重の意味においてである。第一に、生産協同組合の設立が未来に実現されるはずの「人民国家」に託された、という意味で³⁵⁾。そして第二に、主体として予定された機械制大工業の労働者は、この時期その一部がようやく労働者運動の舞台に登場しはじめた、という意味で。しかも、くりかえしになるが、後者の点についていえば、機械制大工業の労働者と協同組合的生産事業との内面的関連の如何、という基本的な問題が伏在していたのである。

資料

Demokratisches Wochenblatt. Organ der sozial-demokratischen Arbeiterpartei (ab Nr.33.14. August 1869), Leipzig 1868-1869. ND Leipzig 1969.

Der Volksstaat. Organ der sozial-demokratischen Arbeiterpartei, Leipzig 1869-1876. ND Leipzig 1977.

Neuer Social-demokrat. Organ des Allgemeinen deutschen Arbeitervereins, Berlin 1871-1876.

³⁵⁾ 山井敏章『ドイツ初期労働者運動史研究』、未来社 1993年、284頁。